

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第61号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成25年4月21日 11時20分ごろ
発生場所	島根県松江市七類港北東方沖 松江市所在の美保関灯台から真方位307.5° 3.2海里付近 (概位 北緯35° 36.0′ 東経133° 16.4′)
事故等調査の経過	平成25年4月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八 ^{りょうとく} 漁徳丸、102トン
船舶番号、船舶所有者等	130033、漁徳水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海） 機関長、六級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、平成25年4月21日10時00分ごろ、境港を出港して島根県隠岐諸島西方沖の漁場に向かった。 本船は、境港を出港して間もなく主機が停止したが、始動できたことから、航行を続けていたところ、11時20分ごろ、七類港北東方沖において、再び主機が停止した。 本船は、機関長が主機の始動を試みたが、始動できなかったため、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視船及び引船にえい航されて境港を航行中、主機を始動したところ、運転できたが、えい航されて入港した。 本船は、入港後、機関整備業者によって主機の点検が行われ、不具合箇所がなく、連続運転できることが確認できたので、翌22日に漁場へ向けて出港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	本船は、本インシデント発生前、停泊中に機関長が主機の燃料こし器の開放掃除を行っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、七類港北東方沖を漁場に向けて航行中、主機が、停止し、始動できなくなったことから、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>機関長は、燃料こし器の開放掃除を行った際、同こし器の空気抜きを行っておらず、燃料系統内に空気が混入し、主機が、運転中、停止した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が七類港北東方沖を漁場に向けて航行中、主機が、停止し、始動できなくなったため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の燃料こし器を開放掃除した際、同こし器の空気抜きを十分に行った後、主機の試運転を実施すること。